

質 疑 回 答 書

各入札参加予定業者 殿

沖縄県知事 玉城 康裕

件名 沖縄警察署沖縄第一宿舎解体設計業務

No.	質 問 事 項	回 答
1	・ 既設図面は、参考目録による事ですね 枚数が増になった場合、契約金額の増はありますか。	・ ご質問は、「貸与予定品の既設図面の内容が、「業務委託料の積算に用いた図面目録」に示す内容と同じであるか」という内容だと思いますが、上記の資料の図面目録は、「業務委託料の積算に用いた図面目録 1」のとおり「建築設計業務等積算基準（沖縄県土木建築部制定・令和6年4月1日適用）に基づく改修等に係る設計業務委託料の積算において、直接経費算定の前提となる図書目録を示すものである。」としていますので、 <u>既設図面と同じ内容ではありません。</u> また、枚数変更による契約金額の変更については、「業務委託料の積算に用いた図面目録 3」のとおり「図面名称、数量は参考とするものとし、業務の実施に当たっては、必要に応じて追加、削減すること。また、業務成果品としての設計図書枚数等を規定するものではなく、発注者側に帰すべき理由による設計条件の変更がない限り、この資料に記載の図面種類及び図面枚数と業務成果品の図面種類及び図面枚数に差異が生じた場合でも業務委託料の変更は行わない。」としています。
2	・ アスベスト調査業務（40検体）とありますが、 アスベストの単価 → 業者見積？ → 積算資料等市販されている書籍？ また、何月号を採用単価にしていますか。 実際40検体を上回る時は、契約金額の増と考えて宜しいでしょうか。（請負比率による増減でしょうか。）	・ アスベスト調査業務(40検体)は、業者見積を採用しています。 数量の増減は協議によるものとし、協議後に数量の増減が必要となった場合は、「建築設計業務委託特記仕様書 第2章 業務仕様 4 業務の実施 (7) 業務委託の変更等」のとおり、「 <u>本業務の契約変更を行う場合又は本業務と関連する業務（当該工事に係る工事監理業務を含む）を本業務受注者と随意契約する場合の業務委託料の算定は、本業務の落札率（当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率）を変更対象となる業務価格又は関連業務の業務価格に乘じた額に消費税等相当額を加えた額で行うものとする。</u> 」とします。
3		
4		
5		
6		
7		
8		